

第 106 回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

1. 事業報告

会社の新株予約権等に関する事項

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

2. 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

3. 計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

〔 2021年4月 1日から
2022年3月31日まで 〕

1. 事業報告

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が有している新株予約権等

① 新株予約権等の内容の概要

名称 〔発行決議日〕	新株予約権の 割当ての対象者 およびその人数	新株予約権の 目的となる株 式の種類およ び数〔個数〕	新株予約の 払込金額 〔1個当たり〕	新株予約 権の権利 行使価額	新株予約権 の行使期間	新株予 約権の 行使の 条件
株式会社中電工 第3回(2014年度) 新株予約権 〔2014年6月26日〕	当社取締役 (社外取締役を除く) 12名	当社普通株式 40,200株 〔402個〕	1株当たり 1,492円 〔149,200円〕	1株当たり 1円	2014年7月31日 ～2044年7月30日	(注)1
株式会社中電工 第4回(2015年度) 新株予約権 〔2015年6月25日〕	当社取締役 (社外取締役を除く) 12名	当社普通株式 26,300株 〔263個〕	1株当たり 2,264円 〔226,400円〕	1株当たり 1円	2015年7月31日 ～2045年7月30日	(注)1
株式会社中電工 第5回(2016年度) 新株予約権 〔2016年6月28日〕	当社取締役 (社外取締役を除く) 10名	当社普通株式 30,200株 〔302個〕	1株当たり 1,985円 〔198,500円〕	1株当たり 1円	2016年7月29日 ～2046年7月28日	(注)1
株式会社中電工 第6回(2017年度) 新株予約権 〔2017年6月27日〕	当社取締役 (社外取締役を除く) 9名	当社普通株式 16,500株 〔165個〕	1株当たり 2,739円 〔273,900円〕	1株当たり 1円	2017年8月2日 ～2047年8月1日	(注)1
株式会社中電工 第7回(2018年度) 新株予約権 〔2018年6月26日〕	当社取締役 (社外取締役を除く) 9名	当社普通株式 18,500株 〔185個〕	1株当たり 2,384円 〔238,400円〕	1株当たり 1円	2018年8月1日 ～2048年7月31日	(注)1
株式会社中電工 第8回(2019年度) 新株予約権 〔2019年6月25日〕	当社取締役 (社外取締役を除く) 9名	当社普通株式 24,700株 〔247個〕	1株当たり 1,941円 〔194,100円〕	1株当たり 1円	2019年8月2日 ～2049年8月1日	(注)1

②当社役員の保有状況(2022年3月31日現在)

名称 〔発行決議日〕	当社取締役 (社外取締役を除く)		当社社外取締役		当社監査役 (注)2	
	保有者数 および個数	株式の種類 および数	保有者数 および個数	株式の種類 および数	保有者数 および個数	株式の種類 および数
株式会社中電工 第3回(2014年度) 新株予約権 〔2014年6月26日〕	1名 25個	当社普通株式 2,500株	—	—	1名 25個	当社普通株式 2,500株
株式会社中電工 第4回(2015年度) 新株予約権 〔2015年6月25日〕	1名 16個	当社普通株式 1,600株	—	—	1名 16個	当社普通株式 1,600株
株式会社中電工 第5回(2016年度) 新株予約権 〔2016年6月28日〕	2名 44個	当社普通株式 4,400株	—	—	1名 24個	当社普通株式 2,400株
株式会社中電工 第6回(2017年度) 新株予約権 〔2017年6月27日〕	3名 42個	当社普通株式 4,200株	—	—	1名 14個	当社普通株式 1,400株
株式会社中電工 第7回(2018年度) 新株予約権 〔2018年6月26日〕	5名 90個	当社普通株式 9,000株	—	—	1名 16個	当社普通株式 1,600株
株式会社中電工 第8回(2019年度) 新株予約権 〔2019年6月25日〕	7名 178個	当社普通株式 17,800株	—	—	—	—

(注) 1. 新株予約権者は、当社の役員および役付執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使することができます。

2. 当社取締役(社外取締役を除く)が保有している新株予約権には、取締役就任前の当社使用人として在籍中に付与されたものを含んでおります。

3. 当社監査役が保有している新株予約権は、当社取締役在任中に付与されたものであります。

(2)当期中に当社使用人等に交付した新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制整備に関する基本方針

当社は、遵守すべき精神的なよりどころとして「真心」を社是と定め、総合設備エンジニアリング企業として、お客様のために高度な価値を付加した生活・事業環境を創出することにより、社会の発展に貢献することを企業使命とする企業理念を定め、会社の進むべき方向を具体的に示している。この基本方針に従って必要な組織・制度を継続的に整備するとともに、社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、中電工グループ一体となって適正な事業活動を推進する。

① 当社の取締役および役付執行役員・執行役員ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役会を原則毎月1回開催し、経営の方針・計画や重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務の執行が適法・適正でかつ効率的に行われているか監督する。また、役付執行役員・執行役員に対して、必要に応じて業務執行の状況について、取締役会への報告を求める。
- 2) 会長および社長ならびに役付執行役員と、監査役が出席する経営政策会議を原則毎月1回以上開催し、取締役会に付議する事項を含め経営に関する重要事項を協議する。
- 3) 役付執行役員・執行役員制度を採用して、執行権限を委譲することにより業務執行機能の強化と意思決定の迅速化を図り、業務執行責任を明確化するとともに、取締役会の意思決定・監督機能の強化および業務執行の効率化を図る。
- 4) 取締役および役付執行役員・執行役員ならびに使用人が法令、定款、企業理念に定めた行動指針、コンプライアンス方針および「企業倫理規程」等の諸規程を遵守するよう、コンプライアンス担当部門は、法令遵守等の教育を徹底し、推進する。

また、コンプライアンスに関する重要事項を審議するため、社長を委員長とする「企業倫理委員会」を設置する。また、公益通報者保護法に則り、「企業倫理ヘルプライン」を設置し、相談者保護を含めた的確な対応を行う。

- 5) 財務報告の信頼性確保を目的として、財務報告に係る内部統制システム(情報技術統制を含む)を整備・運用する。
- 6) 反社会的勢力による不当要求等へ対応する組織を設置し、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、断固として排除する。
- 7) 内部監査部門は、会社の業務執行状況を監査し、指導・指摘した事項を取締役に報告する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書(電子文書含む)等については、「文書規程」等において、法令に定めがあるものについては少なくともその期間、法令に定めがないものについても合理的な保存期間を定め、また、「情報管理規程」において、情報の改ざん・漏洩等を防止するとともに、情報が必要なときに正しく利用できるよう、適切に保存・管理を行う。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 「リスク管理規程」を定め、各部門において各種リスクの洗い出し、評価、対応策の検討を行い、経営計画に反映して継続的にリスク管理を実践する。
- 2) 「危機管理規程」を定め、危機の発生によって引き起こされる影響を最小限にとどめるために、必要な防災体制ならびに緊急体制を確立し、当社事業活動を円滑かつ適切に遂行する。
- 3) 非常事態その他重大な経営リスクが生じるおそれがある場合または生じた場合には、緊急体制を構築し対策本部を設置して、情報を一元的に収集・管理し、迅速かつ的確に対策を検討・実施するとともに、適時・的確に情報公開を行う。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 経営計画において、経営方針・目標を明確に定め、マネジメントサイクルを展開することにより、効率的な事業運営を推進する。
- 2) 組織・業務分掌・職務権限・諸制度・情報システム等を必要により見直し、効率的な業務執行が行われる体制を構築する。
- 3) 内部監査部門は、業務の効率化が推進されているかを調査し、指導・指摘した事項を取締役に報告する。

- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) グループ企業の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することならびに効率的に行われることを確保するための体制
 - a. グループ企業統括部門は、グループ企業の適法かつ適正な事業活動の推進、ならびにコンプライアンス体制の整備について、適切に指導・支援を行う。
 - b. 当社が設置する企業倫理ヘルプラインは、グループ企業からの相談・通報に的確な対応を行う。
 - c. 当社の内部監査部門は、グループ企業における業務の適正を確保する観点から、監査を実施し、指導・指摘した事項を取締役に報告する。
 - d. 当社の監査役は、必要により、グループ企業の調査を行うとともに、グループ企業の監査役から監査に関する報告を求め、企業グループの業務の適正確保に努める。
 - 2) グループ企業の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ企業におけるリスク管理を推進する体制整備については、当社の関係部門が連携して適切に指導・支援を行う。
 - 3) グループ企業の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - a. グループ企業における重要な業務執行の決定に際して、必要により当社への協議を求める。
 - b. グループ企業において、コンプライアンスまたはリスク管理の観点からグループ経営に重大な影響を及ぼす事実が発生した場合、または発生が見込まれる場合には、当社への報告を求める。
- ⑥ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および監査役から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 取締役の指揮命令外の組織として、監査役の職務を補助する専任部門を設置し、必要な使用人を配置する。
 - 2) 当該使用人の取締役からの独立性を確保するため、取締役の職務の執行に係る業務の兼務をさせず、人事異動等については、監査役と事前協議を行う。

また、監査役からの当該使用人に対する指示の実効性を確保するため、監査役の指揮命令に従わせる。
- ⑦ 当社の監査役への報告に関する体制
- 1) 当社の取締役および役付執行役員・執行役員ならびに使用人が当社の監査役に報告をするための体制
 - a. 取締役会をはじめ、経営政策会議等の重要会議には監査役の出席を求めるほか、取締役および役付執行役員・執行役員ならびに使用人は監査役へ定期的に職務執行状況の報告を行う。
 - b. 取締役および役付執行役員・執行役員ならびに使用人は、法令および監査役会が定めた「監査役会規程」等に基づき、監査役および監査役会に対して必要な事項を報告する。
 - 2) グループ企業の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

グループ企業の取締役の職務の執行に関する報告やグループ企業に係る上記1) b. の報告を受けた当社の取締役および役付執行役員・執行役員ならびに使用人は、遅滞なく当社の監査役に報告を行う。
 - 3) 当社の監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役に報告をした者に対して、その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いは行わないこととし、そのための体制を整備する。
 - 4) 内部監査部門は、監査役に内部監査の結果を適宜情報提供する。また、監査役会に内部監査の計画および結果を定期的に報告する。
- ⑧ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役が職務の執行のために請求した費用等については、それが当該監査役の職務に必要なことを証明した場合を除き、速やかに処理を行う。
- ⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 代表取締役は、監査役と意見交換を行うために定期的に会合し、経営全般について認識を深める。
 - 2) 取締役および役付執行役員・執行役員ならびに使用人は、監査役から職務執行状況の聴取および重要な決裁書類の閲覧等を求められた場合は、速やかにこれに応じる。また、内部監査部門は、監査役・監査役会の求めに応じ、監査の実効性を高められるように協力する。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- 当社は、最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組むこととしております。
その一環として、取締役会を社外取締役4名および社外監査役3名を含めた構成とし、経営の監視・監督に重点を置いた体制としております。
また、役員候補の指名および取締役の報酬については、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化を図るため、独立役員が過半数を占める指名諮問委員会および報酬諮問委員会へ諮ることとしております。これにより、決定プロセスをより客観的で透明性の高いものとしております。
併せて、役付執行役員制度により、業務執行機能の強化と意思決定の迅速化を図り、業務執行責任を明確化しております。
- 総合設備エンジニアリング企業として、更なる成長を目指して事業の拡大と将来を見据えた施策を展開するにあたり、取締役会(12回開催)は、中電工グループ中長期ビジョンおよび年度経営計画等の経営の基本方針等を決定するとともに、中期経営計画アクションプログラムなど業務執行状況等の報告を受け、取締役の職務執行を監督しております。
また、企業倫理規程に基づき、企業倫理委員会を4回開催し、企業倫理推進に関する施策や企業倫理ヘルプラインへの対応に関する社外有識者3名を含む各委員からの積極的な提言・意見等をもとに、継続的に企業倫理の推進に取り組んでおります。
なお、コーポレートガバナンス・コードへは適切に対応のうえ、実施事項等を開示しております。
- 事業活動を行ううえで潜在するリスクを的確に把握し、組織的かつ適切な予防策を講じるとともに、その対応状況を経営政策会議および取締役会に付議しております。
また、危機の発生によって引き起こされる影響を最小限にとどめるために、防災体制・緊急体制の運営状況等を監督する危機管理責任者(総務部長)の設置や、大規模災害に対応した組織の明確化など、危機管理の体制を整備しております。
併せて、事業継続計画に基づく従業員の安否確認訓練や災害発生時における組織間の緊急連絡体制確認訓練等を実施しております。
- 中電工グループ経営要綱において、グループ経営の基本的な考え方およびグループ企業の管理・支援等についての基本的な仕組みを定めており、重要事項に関する協議・報告ならびに中電工グループ社長会議等を通じて、グループ企業の事業活動に対する管理・支援等を行っております。
また、企業倫理規程において、グループ企業における企業倫理の推進に関する事項についても、当社企業倫理委員会で取り扱うこととしており、助言・指導等を行うとともに、必要により当社およびグループ企業を対象とした会議体を設置し、管理・支援等を行っております。
各グループ企業においては、業務管理の仕組みや業務運営等の改善に継続的に取り組んでおり、当社はこうした取り組みに適宜支援等を行っております。
- 当社の内部監査部門である考査部は、考査計画に基づき、監査役および会計監査人と連携を図りながら、当社およびグループ企業の内部監査を実施しております。
- 当社の監査役への報告については、監査役に対して、経営政策会議・企業倫理委員会等の重要会議への出席を求めるとともに、定期的に監査役へ職務執行報告を行っております。
また、監査役と協議のうえ報告事項を申し合わせて、当社およびグループ企業の経営に影響を及ぼす事項等について、速やかに監査役へ報告を行っております。
監査役の監査が実効的に行われることを目的として、代表取締役と社外監査役を含む監査役をメンバーとする意見交換会を開催し、ガバナンス体制のあり方等に対する意見交換を実施しております。

2. 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

〔 自 2021年4月1日
至 2022年3月31日 〕

単位：百万円（未満切捨）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,481	204	207,350	△5,261	205,775
当期変動額					
剰余金の配当			△5,764		△5,764
親会社株主に帰属する当期純利益			6,682		6,682
自己株式の取得				△1,359	△1,359
自己株式の処分		10		495	505
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	10	918	△863	65
当期末残高	3,481	214	208,268	△6,125	205,840

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	8,682	△233	△83	565	8,931	157	3,882	218,747
当期変動額								
剰余金の配当								△5,764
親会社株主に帰属する当期純利益								6,682
自己株式の取得								△1,359
自己株式の処分								505
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,650	34	626	△662	△1,651	△50	△780	△2,483
当期変動額合計	△1,650	34	626	△662	△1,651	△50	△780	△2,418
当期末残高	7,032	△198	543	△96	7,279	106	3,102	216,329

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 13 社

② 連結子会社名

三親電材(株)、中工開発(株)、(株)中電工テクノ、(株)イーペック広島、(株)中電工エレテック広島・島根、(株)中電工エレテック岡山・鳥取、(株)中電工エレテック山口、杉山管工設備(株)、早水電機工業(株)、(株)昭和コーポレーション、CHUDENKO (Malaysia) Sdn. Bhd.、CHUDENKO ASIA Pte. Ltd.、RYB Engineering Pte. Ltd.

(株)広島エレテックは、当連結会計年度に連結子会社であった(株)島根エレテックを吸収合併し、(株)中電工エレテック広島・島根に商号変更している。また、(株)山口エレテックは、当連結会計年度に(株)中電工エレテック山口に商号変更している。なお、連結子会社であった RYB Corporation Pte. Ltd. は、当連結会計年度に登記を抹消したため連結の範囲から除外している。

③ 非連結子会社の名称等

(株)ベリーネ、(株)中電工ワールドファーム、PFI 学校空調東広島(株)、SHOWA VIETNAM CO., LTD.

非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社 4 社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためである。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の関連会社数 1 社

C&C インベストメント(株)

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

非連結子会社 (株)ベリーネ、(株)中電工ワールドファーム、PFI 学校空調東広島(株)、SHOWA VIETNAM CO., LTD.

関連会社 OC ソーラー(株)、PFI 学校空調やまぐち(株)、PFI 学校空調三原(株)、PFI 学校空調周南(株)、三和電気工事(株)、幸栄電設(株)

当連結会計年度に、新たに三和電気工事(株)及び幸栄電設(株)への出資を行っている。

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社について持分法の適用範囲から除いた理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためである。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち在外子会社 3 社の決算日は 12 月 31 日である。

連結計算書類の作成に当たっては同決算日現在の財務諸表を使用している。ただし、1 月 1 日から連結決算日 3 月 31 日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っている。

上記以外の連結子会社の決算日は、連結決算日と同一である。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっている。

2) 棚卸資産

未成工事支出金 個別法による原価法

材料貯蔵品

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

汎用品 主として総平均法

汎用品以外 個別法

商品及び製品 主として移動平均法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却方法

1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社については主として定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、在外連結子会社は定額法を採用している。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用している。

3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

③ 重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

2) 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上している。

3) 工事損失引当金

当連結会計年度末未成工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上している。

4) 役員賞与引当金

一部の連結子会社は、役員の賞与の支払に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上している。

5) 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上している。

6) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社に対する出資金額を超えて、当社が負担することとなる損失見込額を計上している。

④ 退職給付に係る負債の計上基準

1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

2) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から損益処理することとしている。

3) 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計上に当たっては簡便法を採用している。

⑤ 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識している。

これにより、一定の期間にわたり充足される履行義務について、履行義務の進捗度を合理的に見積ることができる場合は、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識することとしており、進捗度の見積りは原価比例法により行っている。

また、契約の初期段階において、履行義務の進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識している。

なお、契約における取引開始日から、完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している。

⑥ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却することとしている。なお、金額に重要性のない場合には、発生時に全額償却することとしている。

⑧ 追加情報

(信託型従業員持株インセンティブ・プラン)

当社は、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っている。

1) 取引の概要

当社は、当社従業員に対し、中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生 of 拡充及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社の恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」(以下、「本プラン」という。)を2020年2月から導入している。

本プランでは、当社が信託銀行に「中電工従業員株式投資会専用信託口」(以下、「本信託」という。)を設定し、本信託は、設定後3年間にわたり中電工従業員株式投資会が取得すると見込まれる規模の当社株式を、借入金を原資として当社からの第三者割当によって予め取得する。その後は、本信託から中電工従業員株式投資会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で本信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配される。当社は、本信託が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当社株価の下落により本信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において本信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済することになる。

なお、本プラン導入後、受益者に一部の国内連結子会社の従業員を加えている(2021年4月に国内連結子会社4社)。

2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上している。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は135百万円、株式数は57千株である。

3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度末の短期借入金の帳簿価額は133百万円である。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしている。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していない。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減している。

この結果、当連結会計年度の売上高は113百万円減少し、売上原価は112百万円減少し、営業利益は1百万円減少しているが、営業外費用が1百万円減少したため、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はない。また、利益剰余金の当期首残高への影響はない。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしている。なお、連結計算書類に与える影響はない。

3. 表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記している。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 進捗度に応じて計上する完成工事高

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 76,749 百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（4）会計方針に関する事項 ⑤ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおり。

2) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

一定の期間にわたる履行義務の充足により収益認識している工事契約については、工事収益総額、工事原価総額及び連結会計年度末における工事進捗度を合理的に見積る必要がある。収益の計上の基礎となる工事原価総額は、契約ごとの実行予算を使用して見積りを行っているが、工事契約等の実行予算の策定にあたっては、工事等の完成のために必要となる作業内容及び工数の見積りを反映している。

3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上述の仮定について、工事等の完成のために必要となる作業内容及び工数の見積りの見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を及ぼす可能性がある。

新型コロナウイルス感染拡大などにより、翌連結会計年度の当社グループの連結計算書類に影響を及ぼす可能性があるが、当社グループは、会計上の見積りに重要な影響はないものとして会計処理している。

(2) のれんの評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 3,137 百万円

うち、株式会社昭和コーポレーションにかかるもの 3,116 百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（4）会計方針に関する事項 ⑦ のれんの償却方法及び償却期間」に記載のとおり。

2) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損損失を認識するかどうかの判定及び現在価値の算定において用いられる将来キャッシュ・フローは、経営環境などの外部要因に関する情報や当社グループが用いている内部の情報（予算など）を整合的に修正し、資産グループの現在の状況や合理的な計画等を考慮し見積っ

ている。

当社グループは、回収可能価額は現在価値により算定しているが、その際に用いられる割引率は、借入資本コストと自己資本コストを加重平均した資本コストによっている。

3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上述の仮定について、将来の不確実な経営環境の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を及ぼす可能性がある。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 39,445 百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれている。

(2) 保証債務

(単位：百万円)

被 保 証 者	保証金額	保証債務の内容
Orchid Wind Power GmbH	5,468	金融機関に対する借入保証
C&C インベストメント(株)	2,828	金融機関に対する借入保証
(株)中電工ワールドファーム	2	補助金申請に伴う連帯保証

(3) 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

受取手形裏書譲渡高 7 百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 58,138,117 株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	2,896百万円	52円00銭	2021年3月31日	2021年6月25日
2021年10月29日 取締役会	普通株式	2,867百万円	52円00銭	2021年9月30日	2021年11月30日

(注) 1. 2021年6月24日定時株主総会決議による配当金の総額には、中電工従業員株式投資会専用信託口（以下、「本信託」という。）が保有する当社株式に対する配当金11百万円が含まれている。

2. 2021年10月29日取締役会決議による配当金の総額には、本信託が保有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれている。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,867百万円	52円00銭	2022年3月31日	2022年6月27日

(注) 2022年6月24日定時株主総会決議予定による配当金の総額には、本信託が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれている。

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 50,800 株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、運転資金については短期の安全性の高い金融商品で、これ以外の資金は資金運用として長期の安全性の高い金融商品で運用している。その他、営業政策として株式を取得している。

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、個々の工事受注時に社内規定「受注契約時の工事金受取条件の基準」及び「与信調査業務の取扱基準」に基づき、不良債権の発生防止を図っている。

また、保有している投資有価証券は主として債券であり、資金運用方針に従って格付の高い債券を対象とし、発行体の信用情報や時価の把握を定期的に行っている。

なお、デリバティブ取引は将来の為替変動及び金利変動によるリスク回避を目的とし、投機的な取引は行わない方針である。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
① 有価証券及び投資有価証券	111,466	111,466	—
② 長期貸付金	5,010	5,000	△10
資産計	116,477	116,467	△10
③ デリバティブ取引(*3)	(198)	(198)	—

(*1) 現金、預金、受取手形・完成工事未収金等、有価証券のうち譲渡性預金、短期貸付金、支払手形・工事未払金、短期借入金並びに未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略している。

(*2) 市場価格のない非上場株式等(連結貸借対照表計上額5,190百万円)は、「①有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示している。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2022年3月31日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	19,186	—	—	19,186
国債・地方債等	—	2,420	—	2,420
社債	—	76,408	—	76,408
その他	2,338	2,679	—	5,018
デリバティブ取引				
金利関連	—	6	—	6
資産計	21,524	81,515	—	103,040
デリバティブ取引				
通貨関連	—	△24	—	△24
金利関連	—	△230	—	△230
負債計	—	△254	—	△254

(注) 投資信託の時価は上記に含めていない。投資信託の連結貸借対照表計上額は8,432百万円である。

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2022年3月31日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	5,000	—	5,000
資産計	—	5,000	—	5,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、国債、地方債及び社債は相場価格を用いて評価している。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類している。一方で、当社が保有している地方債及び社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類している。

デリバティブ取引

活発な市場における相場価格が存在しないため、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類している。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

8. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	3,868 円 69 銭
1 株当たり当期純利益	120 円 98 銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている中電工従業員株式投資会専用信託口に残存する自社の株式は、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1 株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている。

1 株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当期 57,400 株であり、1 株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当期 145,093 株である。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他 (注)	合計
	設備工事業		
屋内電気工事	77,367	—	77,367
空調管工事	31,895	—	31,895
情報通信工事	13,870	—	13,870
配電線工事	29,735	—	29,735
送変電地中線工事	8,151	—	8,151
その他	9,362	20,291	29,653
顧客との契約から生じる収益	170,383	20,291	190,674
その他の収益	—	15	15
外部顧客への売上高	170,383	20,306	190,690

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、電気機器・工事材料の販売、工事材料の製造・販売及び保険代理・賃貸等を含んでいる。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおり。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	46,584
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	62,727
契約資産 (期首残高)	10,578
契約資産 (期末残高)	3,094
契約負債 (期首残高)	4,348
契約負債 (期末残高)	4,135

契約資産は、工事契約について期末日時点での進捗度に基づいて測定した履行義務の充足部分のうち未請求の履行義務に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものである。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が確定した時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられる。

契約負債は、主に、一定の期間にわたり充足される収益を認識する工事契約について、顧客から受け取った前受金に関するものである。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩される。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、4,047 百万円である。

過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はない。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を使用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めていない。当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は61,665百万円であり、当社及び連結子会社は、当該残存履行義務について、工事が完成するにつれて今後60ヵ月の間で収益を認識することを見込んでいる。

3. 計算書類

株主資本等変動計算書

〔 自 2021年4月1日
至 2022年3月31日 〕

単位：百万円（未満切捨）

	株主資本									評価・ 換算差 額等	新株 予約権	純資産 合計
	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合計			
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	その他利益剰余金							
		資本 準備金	その他 資本 剰余金		固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	3,481	25	179	870	2,435	173,400	25,933	△5,261	201,064	8,585	157	209,807
当期変動額												
剰余金の配当							△5,764		△5,764			△5,764
固定資産圧縮 積立金の積立					15		△15		-			-
固定資産圧縮 積立金の取崩					△34		34		-			-
当期純利益							6,375		6,375			6,375
自己株式の取得								△1,359	△1,359			△1,359
自己株式の処分			10					495	505			505
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）										△1,585	△50	△1,636
当期変動額合計	-	-	10	-	△19	-	630	△863	△242	△1,585	△50	△1,879
当期末残高	3,481	25	189	870	2,416	173,400	26,564	△6,125	200,822	6,999	106	207,928

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

1) 子会社株式 移動平均法による原価法

2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっている。

② 棚卸資産

1) 未成工事支出金 個別法による原価法

2) 材料貯蔵品

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

汎用品 総平均法

汎用品以外 個別法

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用している。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用している。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当期の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上している。

③ 工事損失引当金

当期末未成工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上している。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

2) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理することとしている。

⑤ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社に対する出資金額を超えて、当社が負担することとなる損失見込額を計上している。

(4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識している。

これにより、一定の期間にわたり充足される履行義務について、履行義務の進捗度を合理的に見積ることができる場合は、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識することとしており、進捗度の見積りは原価比例法により行っている。

また、契約の初期段階において、履行義務の進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識している。

なお、契約における取引開始日から、完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している。

(5) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっている。

(6) 追加情報

(信託型従業員持株インセンティブ・プラン)

当社は、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っている。

① 取引の概要

当社は、当社従業員に対し、中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生拡充及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社の恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」（以下、「本プラン」という。）を2020年2月から導入している。

本プランでは、当社が信託銀行に「中電工従業員株式投資会専用信託口」（以下、「本信託」とい

う。)を設定し、本信託は、設定後3年間にわたり中電工従業員株式投資会が取得すると見込まれる規模の当社株式を、借入金を原資として当社からの第三者割当によって予め取得する。その後は、本信託から中電工従業員株式投資会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で本信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配される。当社は、本信託が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当社株価の下落により本信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において本信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済することになる。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上している。当期末の当該自己株式の帳簿価額は135百万円、株式数は57千株である。

③ 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当期末の短期借入金の帳簿価額は133百万円である。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしている。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当会計年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していない。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当会計年度の期首の繰越利益剰余金に加減している。

この結果、当会計年度の売上高は113百万円減少し、売上原価は112百万円減少し、営業利益は1百万円減少しているが、営業外費用が1百万円減少したため、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はない。また、繰越利益剰余金の当期首残高への影響はない。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしている。なお、計算書類に与える影響はない。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 進捗度に応じて計上する完成工事高

① 当会計年度の計算書類に計上した金額 73,277 百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

1) 当会計年度の計算書類に計上した金額の算出方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおり。

2) 当会計年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

一定の期間にわたる履行義務の充足により収益認識している工事契約については、工事収益総額、工事原価総額及び会計年度末における工事進捗度を合理的に見積る必要がある。収益の計上の基礎となる工事原価総額は、契約ごとの実行予算を使用して見積りを行っているが、工事契約等の実行予算の策定にあたっては、工事等の完成のために必要となる作業内容及び工数の見積りを反映している。

3) 翌会計年度の計算書類に与える影響

上述の仮定について、工事等の完成のために必要となる作業内容及び工数の見積りの見直しが必要となった場合、翌会計年度以降の計算書類に影響を及ぼす可能性がある。

新型コロナウイルス感染拡大などにより、翌会計年度の当社の計算書類に影響を及ぼす可能性があるが、当社は、会計上の見積りに重要な影響はないものとして会計処理している。

(2) 関係会社株式の評価

① 当会計年度の計算書類に計上した金額 20,146 百万円

うち、株式会社昭和コーポレーションにかかるもの 11,976 百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

1) 当会計年度の計算書類に計上した金額の算出方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(1) 資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券 1) 子会社株式」に記載のとおり。

2) 当会計年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

関係会社株式の減損処理の要否を検討するにあたり、超過収益力を実質価額の評価に反映しているため、超過収益力の減少に基づく実質価額の著しい低下の有無の検討が株式評価の重要な要素となる。将来見込まれる超過収益力は、経営環境などの外部要因に関する情報や当社が用いている内部の情報(予算など)を整合的に修正し見積っている。

3) 翌会計年度の計算書類に与える影響

上述の仮定について、将来の不確実な経営環境の変動等により見直しが必要となった場合、翌会計年度以降の計算書類に影響を及ぼす可能性がある。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 35,666 百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれている。

(2) 保証債務

(単位：百万円)

被保証者	保証金額	保証債務の内容
RYB Engineering Pte.Ltd.	184	契約履行保証
(株)中電工エレクトック岡山・鳥取	14	契約履行保証
Orchid Wind Power GmbH	5,468	金融機関に対する借入保証
C&C インベストメント(株)	2,828	金融機関に対する借入保証
(株)中電工ワールドファーム	2	補助金申請に伴う連帯保証

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	2,024 百万円
長期金銭債権	9,600 百万円
短期金銭債務	3,239 百万円
長期金銭債務	1,294 百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

関係会社に対する営業取引による取引高

関係会社に対する売上高	1,554 百万円
関係会社からの仕入等	15,781 百万円
関係会社に対する営業取引以外の取引高	1,190 百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当期末日における自己株式の数

普通株式	3,049,649 株
------	-------------

(注) 普通株式の自己株式の数には、中電工従業員株式投資会専用信託口が保有する当社株式が 57,400 株含まれている。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳（2022年3月31日現在）
（単位：百万円）

繰延税金資産		
退職給付引当金		4,820
有価証券評価損		2,762
未払賞与		1,313
貸倒引当金		35
その他		511
	繰延税金資産小計	9,443
評価性引当額		△2,852
	繰延税金資産合計	6,590
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		△2,426
固定資産圧縮積立金		△1,058
	繰延税金負債合計	△3,485
	繰延税金資産の純額	3,105

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有） 割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社	中国電力株式会社	広島市中区	197,024	電気事業	直接 39.75 間接 0.00	電気工事等の請負施工 資金貸付 役員の兼務	電気工事等の請負施工	1,489	完成工事未収入金	858
									未成工事受入金	—
							受取利息	20	長期貸付金	5,000

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

電気工事等の請負については、事前に請負付託単価契約を締結し、これにより取引金額を決定するものと、一般取引先と同様個々の工事について見積りにより取引金額を決定するものがある。また、請負代金については、検収月の翌月に100%現金で受領している。

資金貸付については、設備資金としての貸付であり、受取利息については、市場金利を勘案して決定している。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有） 割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社昭和コーポレーション	東京都港区	230	熱絶縁工事の設計・施工・監理 断熱配管支持金具の製造・販売	直接 100.0	資金貸付 役員の兼務	受取利息	4	長期貸付金	3,000

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金貸付については、運転資金としての貸付であり、受取利息については、市場金利を勘案して決定している。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有） 割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社の子会社	中国電力ネットワーク株式会社	広島市中区	20,000	一般送配電事業	—	電気工事等の請負施工	電気工事等の請負施工	37,184	完成工事未収入金	6,749
									未成工事受入金	15

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

電気工事等の請負については、事前に請負付託単価契約を締結し、これにより取引金額を決定するものと、一般取引先と同様個々の工事について見積りにより取引金額を決定するものがある。また、請負代金については、検収月の翌月に100%現金で受領している。

9. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	3,772 円 50 銭
1 株当たり当期純利益	115 円 41 銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている中電工従業員株式投資会専用信託口に残存する自社の株式は、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1 株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている。

1 株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当期 57,400 株であり、1 株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当期 145,093 株である。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているので、注記を省略している。